吸収合併に係る事後開示書面

2024年11月1日

株式会社ELEMENTS

2024年11月1日

東京都中央区日本橋本町三丁目8番3号
株式会社ELEMENTS
代表取締役社長　長谷川 敬起

吸収分割に係る事後開示書類
（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面）

株式会社ELEMENTS（以下「当社」といいます。）は、株式会社MYCITY（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した2024年8月22日付吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社MYCITYを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

当社は、本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき事後開示をいたします。

1．本合併の効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年11月1日

2．吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2024年9月3日付けの官報により債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行い、かつ同日付での債権者に対する催告書送付を行いましたが、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3．当社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第796条の2）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第797条）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

当社は、会社法第799条の規定に従い、2024年9月3日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、効力発生日である2024年11月1日をもって、本合併契約の規定に従い、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2024年11月15日（予定）

7. 上記の他、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

なお、当社は、会社法797条第3項及び第4項の規定に基づき、2024年9月3日から、官報及び電子公告により吸収合併存続会社の株主に対して、本合併に関する公告を行いましたが、会社法第796条第3項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した株主の有する株式の数は、会社法施行規則第197条に規定する数を下回っておりました。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書類

2024年9月3日

株式会社ELEMENTS

株式会社MYCITY

2024年9月3日

東京都中央区日本橋本町三丁目8番3号
株式会社ELEMENTS
代表取締役社長　長谷川 敬起

東京都中央区日本橋本町三丁目8番3号
株式会社MYCITY
代表取締役　小島 亮平

吸収合併に係る事前開示書類

（吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面）

（吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面）

株式会社ELEMENTS（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社MYCITY（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で2024 年8月22日付吸収合併契約を締結し、2024年11月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。そのため、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、吸収合併存続会社においては会社法796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社との間で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。また、吸収合併存続会社は、本合併に先立ち、2024年10月31日付で吸収合併存続会社から吸収合併消滅会社に対する貸付債権及び未収債権計235百万円（見込み）の債権放棄を実施する予定です。その他に、最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。また、吸収合併消滅会社は、本合併に先立ち、2024年10月31日付で吸収合併存続会社から吸収合併消滅会社に対する貸付債権及び未収債権計235百万円（見込み）の債権放棄を受け、債務超過を解消する予定です。その他に、最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュ・フローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 補足

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙1



合併契約書

株式会社ＥＬＥＭＥＮＴＳ（本店：東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号日本橋ライフサイエンスビルディング３、以下、「甲」という。）と株式会社ＭＹＣＩＴＹ（本店：東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号日本橋ライフサイエンスビルディング３、以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本件合併」という）。

第２条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年11月１日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

第３条（合併対価）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

第４条（増加すべき資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第５条（合併承認決議）

甲は、本件合併の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行う。ただし、会社法第796条第２項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

２　乙は、本件合併の効力発生日の前日までに、会社法第784条第１項本文の規定により、本契約につき会社法第783条第１項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

３　前２項定める事項は、合併手続き上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第６条（権利義務全部の承継）

乙は、2023 年 11 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2　乙は、2023 年 11 月 30 日から効力発生日に至る間の資産及び負債並びに権利義務の変動について、別に計算書類を作成してその内容を甲に明示する。

第７条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第８条（従業員の処遇）

甲は、本件合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

第９条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

(1) 効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本件合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

(2) 第 5 条に定める合併承認決議が得られない場合

(3) 第 9 条に従い本契約が解除された場合

第 11 条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2024年　8月　22日

（甲）東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号
日本橋ライフサイエンスビルディング３
株式会社ＥＬＥＭＥＮＴＳ
代表取締役社長　長谷川　敬起



【会社ご実印】

（乙）東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号
日本橋ライフサイエンスビルディング３
株式会社ＭＹＣＩＴＹ
代表取締役　小島　亮平



【会社ご実印】

別紙2

貸 借 対 照 表

2023年11月30日　現在

株式会社MYCITY　　（単位：　円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	60,051,111	【流動負債】	32,400,357
現金及び預金	2,499,766	未払金	29,324,473
普通預金	22,729,335	未払法人税等	64,100
売掛金	17,463,700	預り金	516,784
立替金	676,017	預り保証金	2,495,000
前払費用	715,612	【固定負債】	314,836,437
未収還付法人税等	128	長期借入金	300,000,000
未収入金	12,625,880	長期未払金	14,836,437
未収還付消費税等	3,340,673	負債の部合計	347,236,794
【固定資産】	99,000,007	純資産の部	
有形固定資産	7	【株主資本】	-188,185,676
工具器具備品	7	資本金	5,000,000
投資その他の資産	99,000,000	資本剰余金	5,000,000
関係会社株式	9,000,000	資本準備金	5,000,000
長期貸付金	90,000,000	利益剰余金	-198,185,676
		その他利益剰余金	-198,185,676
		繰越利益剰余金	-198,185,676
		純資産の部合計	-188,185,676
資産の部合計	159,051,118	負債及び純資産の部合計	159,051,118

損 益 計 算 書

2022年12月01日 ～ 2023年11月30日

株式会社MYCITY　　（単位： 円）

科目	金額	
【売上高】		
売上高	212,808,015	
売上高計		212,808,015
【売上原価】		
当期商品仕入	135,935,538	
売上原価計		135,935,538
売上総利益		76,872,477
【販売管理費】		
販売管理費計		131,928,421
営業利益		-55,055,944
【営業外収益】		
受取利息	3,651,386	
雑収入	10,275	
営業外収益計		3,661,661
【営業外費用】		
支払利息	9,931,926	
雑損失	214,169	
営業外費用計		10,146,095
経常利益		-61,540,378
【特別利益】		
投資有価証券売却益	95,000,000	
特別利益計		95,000,000
税引前当期純利益		33,459,622
【法人税等】		
法人税・住民税及び事業税	64,100	
法人税等計		64,100
当期純利益		33,395,522

販売費及び一般管理費内訳書

2022年12月01日 ～ 2023年11月30日

株式会社MYCITY　　（単位： 円）

科目	金額	
役員報酬	13,060,008	
給料手当	9,839,271	
法定福利費	4,471,868	
福利厚生費	20,018	
外注費	44,780,692	
接待交際費	298,404	
会議費	851,178	
旅費交通費	458,985	
通信費	3,794,348	
消耗品費	1,327,069	
水道光熱費	15,000	
支払手数料	42,913,989	
地代家賃	3,650,000	
保険料	13,121	
租税公課	269,750	
減価償却費	516,152	
雑費	56,568	
支払報酬	5,592,000	
販売管理費　計		131,928,421